

◎裁判官の育児休業に関する法律の一

部を改正する法律

(平成二十二年一月三〇日法律第九五号)

一、提案理由(平成二十二年一月二〇日・衆議院法務委員 会)

○千葉国務大臣 おはようございます。

(略)

続きまして、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

裁判官の育児休業について、配偶者が育児休業をしている場合にもこれを行うことができるようにする等の必要があることから、この法律案を提出した次第でありまして、改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、配偶者が育児休業をしている裁判官について、育児休業をすることができるようにしております。

第二に、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした裁判官について、再度の育児休業をすることができるように

しております。

これらの改正は、平成二十二年六月三十日までの間において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上が、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二十二年一月二六日)

○滝実君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、配偶者が育児休業をしている裁判官についても、育児休業をすることができる等の措置を講じようとするものであります。

以上三法律案は、去る二十日本委員会に付託され、同日千葉法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、昨日、各案に関し各委員から発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(平成二年二月三〇日)

○松あきら君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の育児休業法の改正に伴い、これに準じて配偶者が育児休業をしている裁判官についても育児休業をすることができる等の法改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査を行い、裁判官の報酬及び検察官の俸給を一般の政府職員の給与改定に準じて改定する趣旨及び合理性、男性裁判官の育児休業取得の現状と環境整備の必要性、司法制度改革についての法務大臣の所見等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

して仁比委員より、裁判官報酬法改正案及び検察官俸給法改正案に反対、裁判官育児休業法改正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、裁判官報酬法改正案及び検察官俸給法改正案はそれぞれ多数をもって、裁判官育児休業法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。